

市内宿泊者限定桜井プレミアム観光振興券付与事業  
桜井泊まってエンジョイキャンペーンプラス

交付宿泊施設 募集要項

(令和4年8月3日版)

実施期間：令和4年9月1日（木）～令和5年2月28日（火）

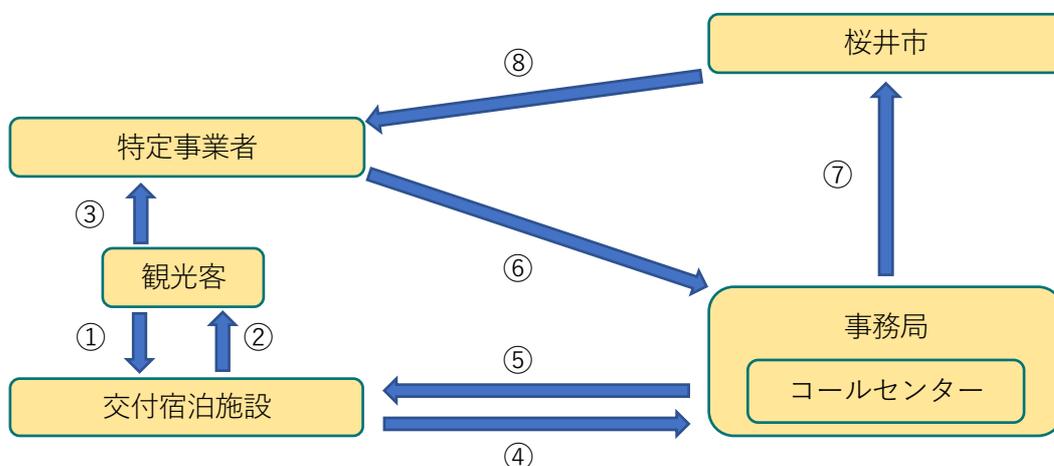
## 1. 趣旨

この要項は、「市内宿泊者限定桜井プレミアム観光振興券付与要綱」第3条に基づき、交付宿泊施設を募集する際の必要な事項を定めるものです。

## 2. 事業概要

- (1) 事業名称 桜井泊まってエンジョイキャンペーンプラス
- (2) 観光振興券の名称 桜井泊まってエンジョイプラスクーポン券  
(以下クーポン券)
- (3) 発行者 桜井市
- (4) 対象者 桜井市内の交付宿泊施設に1泊以上滞在する小学生以上の方  
※桜井市民の方も対象となります。
- (5) 観光振興券の構成 1冊につき5,000円分(1,000円×5枚)
- (6) 配布期間 令和4年9月1日(木)～令和5年2月28日(火)  
※令和5年2月28日(火)を待たずに発行数(8,000冊を配布した場合は、その時点までとなります。
- (7) 使用期間 令和4年9月1日(木)～令和5年2月28日(火)  
※新型コロナウイルス感染症の状況により、配布・利用期間等を変更する場合があります。
- (8) 特定事業者 クーポン券の使用場所として登録された市内の店舗等

## 【事業のながれ】



- ①観光客等が交付宿泊施設に宿泊受付
- ②交付宿泊施設が観光客等に対して小学生以上であるか本人確認書類で生年月日を確認し、受領証兼受取事項承諾書を観光客等から受領後、クーポン券を配布  
※観光客等には渡さず、交付宿泊施設が受領証兼受取事項承諾書を保管
- ③観光客等がクーポン券を特定事業者で利用
- ④交付宿泊施設が日次で事務局に受領証兼受取事項承諾書を基に宿泊実績とクーポン券の発券数を報告  
※後日事務局が受領証兼受取事項承諾書の原本を回収
- ⑤事務局が交付宿泊施設にクーポン券の発券数分を追加で補充
- ⑥特定事業者が、指定日に桜井市立図書館で事務局にクーポン券と換金請求書を提出  
※引き渡し時に、複写式伝票を用いて署名もしくは捺印にて受領  
※期間内であればまとめてご請求いただくことも可能  
※郵送（簡易書留）での引き渡しも可能（郵送料は特定事業者負担となります）
- ⑦事務局が桜井市に月次で発券枚数、使用枚数、使用状況などを報告  
特定事業者からの業務報告及びクーポン券利用金額の請求をとりまとめ報告
- ⑧桜井市が報告を元にクーポン券利用金額を特定事業者へ支払い

### 3. 交付宿泊施設の資格

市内にある宿泊施設で、奈良県の新型コロナウイルス感染防止等を行う宿泊施設の認証（以下「認証制度」という。）を受けているものとします。民泊施設においては認証制度の対象外であるため、「いまなら。キャンペーン2022プラス」への参画しているものとします。

但し、次の事業者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (2) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など
- (4) その他、交付宿泊施設として適当でないと認めた者

### 4. 交付宿泊施設申込方法等

#### (1) 申込方法

本事業に参加を希望する事業者は、本要項に同意の上、以下の申請に必要な書類に必要事項を記入・押印し、郵送又は持参のいずれかの方法により事務局へと申請してください。

#### ◆申請に必要な書類

##### 【ホテル・旅館等事業者】

- 桜井泊まってエンジョイキャンペーンプラス交付宿泊施設登録申請書 兼 誓約書
- 奈良県が交付する新型コロナウイルス感染防止対策施設認証の写し

##### 【住宅宿泊事業者】

- 桜井泊まってエンジョイキャンペーンプラス交付宿泊施設登録申請書 兼 誓約書
- 「いまなら。キャンペーン2022プラス」に参画していることがわかる書類

**※必ず代表者の印鑑を押印してください**

※同時に、クーポンを利用できる特定事業者の申請をされる場合は、別途、募集要項を確認の上、必要書類を揃えてください。

#### (2) 申込期間

令和4年8月8日（月）から

※事業は9月1日よりスタートします。9月1日時点で登録をご希望の場合、

**令和4年8月19日（金）までに必ず事務局着にてご申請ください。**

※事業開始後も登録申請できますが、登録申請日前日時点での事務局保有の残クーポン数が宿泊施設の1日の宿泊定員数に満たない場合は、登録申請できません。

◆宛先

〒633-0064 桜井市戒重339-3 やまとびと株式会社内

桜井泊まってエンジョイキャンペーンプラス事務局 宛

◆TEL 0744-45-5151 (9時～17時)

◆メール jimukyoku@enjoysakuraipius.com

◆特設サイト <https://enjoysakuraipius.com/>

(3) 説明会

本キャンペーンの説明会を開催します。「桜井泊まってエンジョイキャンペーンプラス 交付宿泊施設登録申請書 兼 誓約書」下部に記載の説明会参加可否をご記入いただき、ご申請ください。説明会において本事業のクーポン券をお渡ししますので、なるべくご参加ください（クーポン券のお渡しする冊数は未定です）。

※参加できない方は、事前に事務局に連絡の上、事務局に直接資料やクーポン券を取りに来てください。

説明会の概要

◆日時：令和4年8月25日（木）

11:45～12:30（約45分程度）、12:45～13:30（約45分程度）

◆会場：桜井市 まほろばセンター 交流室4・5

（奈良県桜井市桜井1259 エルト桜井2階 桜井市まほろばセンター）

◆内容：桜井泊まってエンジョイキャンペーンプラスの概要、交付宿泊施設の役割、クーポン券等のお渡し、質疑応答

(4) 申請後について

申込のあった宿泊施設については、申請書の内容を審査の上、登録店として承認し、「桜井泊まってエンジョイキャンペーンプラス 交付宿泊施設 登録通知書」をお渡しします。登録不可である場合はその旨を通知します。

(5) その他

申請書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求められる場合があります。

## 5. 交付宿泊施設の責務等

### (1) 宿泊施設にて行っていただきたいこと

・クーポン券を配布する際に、小学生以上であるかを本人確認書類で生年月日を確認後、宿泊日・クーポン券 No.・クーポン券配布対象者数、クーポン券配布数を記載して「受領証兼受取事項承諾書」の「ご利用者様記入欄」を宿泊者に記載してもらってください。受領証兼受取事項承諾書を元にクーポン券の配布数と宿泊実績との整合確認をさせていただきます。整合確認に基づいてクーポン券を追加補充します。

・必ず、チェックイン時にクーポン券と本事業のチラシをお渡しください。

・クーポン券が事業終了日（令和5年2月28日）まで宿泊施設に残っている場合はクーポン券の残数は、事業終了翌日にご返納ください。事業終了日を待たずに配布終了となる場合は事前にご連絡いたしますので、ご案内する配布終了日に配布を終了し、残数をご返納ください。

・クーポン券の配布実績を調査し、適正に追加補充を行うため、日次宿泊実績報告（後述）をお願いします。

・日次で配布実績をメールにてご提出ください。

・クーポン券の追加補充を希望される場合事務局が伺いますので、受領証兼受取事項承諾書と宿泊者名簿、クーポン券の残部をご準備ください。日次宿泊実績報告と受領証兼受取事項承諾書、宿泊者名簿、クーポン券の残数を突合した上で追加補充いたします。

・交付宿泊施設が受領証兼受取事項承諾書を保管してください。後ほど、事務局で回収いたします。

### (2) 日次宿泊実績報告について

・クーポン券の配布実績を調査し、適正に追加補充を行うため、日次宿泊実績報告を行っていただきます。

・「日次宿泊実績報告」をメールにてご提出いただきます。

件名：【報告依頼】【対象日：9/3】観光振興券の配布数・残数	
Sakurai ホテル ご担当者様	
いつもお世話になっております。	
掲題の件、当該箇所を記入の上ご報告お願い申し上げます。	
宿泊施設名	: Sakurai ホテル
観光振興券付与数	: 500
報告対象日	: 9月3日
前日観光振興券残数	: 380
報告対象日該当宿泊者数	:
観光振興券配布数	:
報告対象日振興券残数	:

交付宿泊施設  
記入

日次宿泊実績報告イメージ

### (3) クーポン券の追加補充について

- ・クーポン券を追加で補充する際は、日次宿泊実績報告に基づき、日次宿泊実績報告及び受領証兼受取事項承諾書、宿泊者名簿、クーポン券の残数を突合した上で追加配布を行います。
- ・クーポン券の配布数が一定数を満たない場合は、追加の補充は行いません。
- ・緊急でクーポンの数が足りなくなる場合、事務局にご連絡ください。土日祝を除く3営業日以内に事務局が伺い、日次宿泊実績報告及び受領証兼受取事項承諾書、宿泊者名簿、クーポン券の残数を突合し確認後、クーポン券を追加補充します。  
日頃より日次宿泊実績報告時等でクーポン券の残数の管理をお願いします。
- ・修学旅行や団体旅行などの受け入れ日が確定している場合、あらかじめ情報の共有をお願いいたします。

### 6. クーポン券の取り扱いにおける厳守事項

- ・クーポン券は金券となりますので、取り扱い・保管には十分ご注意ください。
- ・クーポン券の交換、譲渡及び売買を行ってはなりません。
- ・本募集要項及び事業マニュアル等に則して、クーポン券を適正に取り扱ってください。

### 7. 交付宿泊施設の取り消し等

桜井市の条例、規則及び本募集要項に違反する行為が認められた場合は、交付宿泊施設の承認を取り消します。また、桜井市ホームページ等で事業者名・施設名を公表し、損害賠償請求ができるものとします。

### 8. 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、3密の回避、消毒液等の設置、換気、従業員のマスクやフェイスシールド等の着用等、常にコロナ感染予防のための対策を行ってください。

### 9. その他留意事項

- (1) この募集要項に記載されていない事項は、事務局までお問い合わせください。
- (2) 交付宿泊施設の情報は、「キャンペーン対象宿泊施設」として、特設サイトにて公表いたします。

「特定事業者」に別途登録申請いただくことで、宿泊施設の宿泊業務に関するもの以外（食堂やレストラン、お土産店など）に関しては、クーポン券の利用対象となります。

「特定事業者」としても登録を希望される宿泊施設は「桜井泊まってエンジョイキャンペーンプラス特定事業者 募集要項」をご確認いただき、必要書類を揃えて特定事業者の登録申請を行ってください。

#### 10. クーポン券の利用対象とならないもの

クーポン券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために利用することはできません。

- ・現金との換金
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払
- ・投資信託、株式、各種保険などの金融商品
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・有価証券（商品券、ビール券、図書券等）、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく許可、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づく届け出のうちいずれかを受けた又は行った宿泊施設において提供される宿泊業務に関する役務
- ・パチンコホール、麻雀店、公営ギャンブル等への支払い
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他市長が指定するもの